

派遣労働者の同一労働同一賃金 「労使協定方式」オンラインセミナー ～労使協定の自主点検をしてみましょう～

令和2年4月1日より、通常の労働者と派遣労働者との間の不合理な待遇差の解消、いわゆる同一労働同一賃金が義務化され、派遣元事業主においては対応が必要になっています。

このたび埼玉労働局では、労使協定方式による同一労働同一賃金を選択する派遣元事業主のみなさまに対し、Zoom(ウェビナー)を活用したオンラインセミナーを開催します。適正に労使協定を作成するためのポイントを解説し、労使協定のイメージに基づいて自主点検をしていただく内容となっております。

参加をご希望される場合は、下記について確認のうえお申し込みください。

対 象

派遣元事業所
(どなたでもご参加いただけます)

内 容

派遣労働者の同一労働同一賃金 労使協定方式の概要
(60分程度)

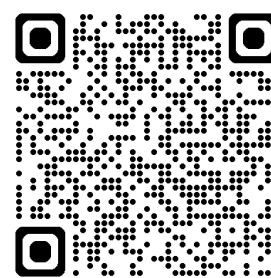
開催日時

令和7年 **10月22日(水)** **10:30～**

令和7年 **10月22日(水)** **14:30～**

開催方式

Zoom (ウェビナー) によるオンライン形式



申込方法

下記URLまたは、右のQRを読み取り、埼玉労働局のHPよりWebエントリー
https://jsite.mhlw.go.jp/saitama-roudoukyoku/news_topics/event/20250930-01.html

留意事項

- ・申込にあたっては、「オンラインサービス利用規約」への同意が必要です。
- ・申込いただくと、返信メールにてミーティングID・ミーティングパスコードをご案内いたします。
- ・Zoomアプリケーションのインストールに関すること、通信環境・状況の不具合等については、対応できませんので予めご了承ください。
- ・厚生労働省のYouTube(派遣労働者の同一労働同一賃金解説①～③)の視聴をおすすめします。

参 考

同一労働同一賃金に係るご相談・ご質問等につきましては、個別対応もしております。
ご希望の場合には、下記までお問い合わせください。

担 当

埼玉労働局 職業安定部 需給調整事業課
〒330-6016 埼玉県さいたま市中央区新都心11-2 ランド・アクシスタワー14F
電話番号(048)600-6211